

岸和田商工会議所商業振興協議会 商業活性化・地域交流促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の商業団体がその事業活動の活性化又は地域住民との交流を促進させる事業を実施した場合について交付する商業活性化・地域交流促進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を、予算の範囲内においてこの要綱の定めるところによって補助することにより、商業の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる商業団体は、次に掲げる団体で、岸和田商工会議所会員で市内に所在するものとする。

- (1) 商店街振興組合及び商店街協同組合
- (2) 小売市場協同組合
- (3) 前2号に準ずる団体で、会長が適当と認めるもの

(補助事業等)

第3条 補助事業及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるもののうち会長が必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額とし、1団体につき1年度20万円を限度とする。

- 2 広域（複数）の商店街にて事業実施する場合は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1商店街20万円×商店街数かつ1年度100万円を限度とする。又、年間予算の範囲内を限度とし、単体商店街からの申し込みを優先とする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業の実施前に岸和田商工会議所商業振興協議会 商業活性化・地域交流促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 定款又は会則等の写し
- (3) 役員名簿等の写し
- (4) 事業実施に関する総会又は役員会の議事録の写し
- (5) 契約書又は見積書等の写し
- (6) 事業に関して必要となる許認可を受けたことを証する書類又は届出等の写し

(許認可、届出等が必要な事業の場合)

(7) その他会長が必要と認める書類

(事業完了報告書の提出)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書(様式第3号)及び次に掲げる書類を添えて会長に報告しなければならない。

(1) 領収書等補助対象経費の支払を証する書類の写し

(2) 会長が特に必要と認める書類

(請求)

第7条 補助事業者は、交付確定の通知を受けたときは、速やかに交付請求書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(交付)

第8条 会長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 8月 8日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業 (直接的な販売促進を目的とする事業を除く。)		補助対象経費
催事事業	文化的・教育的催し物、地域のPR的催し物等商業団体と地域住民との交流を促進する事業 (例) コンサート、絵画展、紙芝居、人形劇、金魚すくい、カラオケ大会、手作り講習会、地域の歴史や文化の学習会等	会場借上げ料、講師等の謝礼金、リース料、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、備品購入費、その他事業に係る直接的経費
備品等設置事業	備品、消耗品等を設置することにより商業団体の事業の活性化に資すると見込まれる事業 (例) 広告バナー、PR旗、掲示板、看板、ベンチ、マップ、冊子等の設置	
調査・研修事業	消費者動向調査、研修会等商業団体の事業の活性化に資すると見込まれる事業	

備考 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含めないものとする。

(様式第1号)

平成 年 月 日

岸和田商工会議所
商業振興協議会
会長 田中 正信 殿

所在地

名称

代表者名

印

商業活性化・地域交流促進事業補助金交付申請書

岸和田商工会議所商業振興協議会 商業活性化・地域交流促進事業補助金
交付要綱に基づき、補助金を交付されたく申請します。

記

1. 事業内容

2. 総事業費

3. 補助金申請額

金 _____ 円

(様式第2号)

事業計画書

団体の名称 (代表者)	(代表者名)		
事業の名称			
実施予定日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
実施場所			
事業の目的 と内容			
共催(協力) 団体等			
事業費	区 分	予 算 額(円)	備 考
	合 計		

(様式第3号)

平成 年 月 日

岸和田商工会議所
商業振興協議会
会長 田中正信 殿

所在地
名称
代表者名

事業完了報告書

岸和田商工会議所商業振興協議会 商業活性化・地域交流促進事業補助金
交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業名			
実施年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
事業の主な内容 (事業効果、感想 等)			
事業費	内容	金額(円)	備考
	合計		
補助金交付決定額	円		

(様式第4号)

平成 年 月 日

岸和田商工会議所
商業振興協議会
会長 殿

所在地

名称

代表者名

印

補助金交付請求書

平成 年 月 日付け、岸商発 第 号により、補助金確定通知
のあった事業補助金を下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

岸商発 第 号
平成 年 月 日

様

岸和田商工会議所商業振興協議会
会長

商業活性化・地域交流促進事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請の平成 年度商業活性化・地域交流促進事業補助金は、岸和田商工会議所商業振興協議会商業活性化・地域交流促進事業補助金の交付に関する要綱の規定に基づき、下記のとおり交付する。

記

1. 補助金交付決定額 ¥ 円
2. この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
3. 補助金の交付条件
 - (1) 事業に要する経費の配分を変更する場合は、会長の承認を受けること。
 - (2) 事業内容の変更、事業の中止、廃止をする場合は、会長の承認を受けること。
 - (3) 事業の予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 事業に係る経費についての収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支の証拠書類を整理し、事業完了後5年間保存しなければならない。
 - (5) その他、岸和田商工会議所商業振興協議会商業活性化・地域交流促進補助金の交付に関する要綱に定めるところに従う。

岸商発 第 号
平成 年 月 日

様

岸和田商工会議所商業振興協議会
会長

商業活性化・地域交流促進事業補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付け岸商発 第 号にて交付を決定した平成
年度商業活性化・地域交流促進事業補助金は、岸和田商工会議所商業振興協
議会商業活性化・地域交流促進事業補助金の交付に関する要綱第8条の規定
に基づき、下記のとおり交付確定する。

記

1. 補助金交付確定額 ¥ 円